項第	第三十九条第三項（第四十二条において準用する場合を含む。次号において同じ。）又は第七十八条の二第一項

を

項第	第三十九条第三項又は第七十八条の二第一項

に改め、

項第	第三十九条第三項（第四十二条において準用する場合を含む。）又は第七十八条の二第一項において準用する第六十八条の七第一項

を

項第	第三十九条第三項（第四十七条の二の決定又は少年法第六十四条第二項の規定により定められた期間（以下「収容可能期間」という。）の満了により釈放された場合に前号の規定により居住することとされている住居に転居する場合を除く。）

に改め、「第七十二条第一項」の下に「の決定」を加え、「第七十三条第一項」を「第六十八条の三第一項、第七十三条の四第一項」に改め、「規定による申請」の下に「、第七十三条の二第一項の決定」を加え、「規定による決定」を「決定」に改める。

（更生保護法施行令の一部改正）

第二条　更生保護法施行令（平成二十年政令第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第八条の表二の項中「許す」を「許し、又は当該仮退院を取り消す」に改め、同表四の項中「少年院」を「少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第二十四条第一項第三号又は第六十四条第一項第三号の保護処分の執行を受けている者の少年院」に改め、同項を同表五の項とし、同表中三の項を四の項とし、二の項の次に次のように加える。

三	イ　収容中の特定保護観察処分少年の退院を許す処分に係る審理及び決定に関する記録 ロ　収容中の特定保護観察処分少年について、特別遵守事項を定め、変更し、又は取り消す処分に係る審理及び決定に関する記録 ハ　収容中の特定保護観察処分少年について、居住すべき住居を特定し、又は当該住居の特定を取り消す処分に係る審理及び決定に関する記録	三年

（標準的な官職を定める政令の一部改正）

第三条　標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

本則の表二十の項第一欄中「婦人補導院からの」を削り、「、保護観察の」を「若しくは保護観察の」に改める。

（法務省組織令の一部改正）

第四条　法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「勾留（こう）、少年院に送致する保護処分及び」を「勾留、少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第二十四条第一項第三号並びに第六十四条第一項第二号（同法第六十六条第一項の規定による決定を受けた場合に限る。）及び第三号の保護処分並びに」に改める。

附　則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
法務大臣　古川　禎久

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十二月二十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄